

ピアノ曲委嘱に際しての覚書(サンプル)

本書は新しいピアノ曲の作曲を行う●●●●●●(以下甲)と委嘱を行う△△△△(以下乙)との間で交されるものとします。

■第一条(目的)

甲は乙の依頼に応じて新たなピアノ曲を作曲するものとします。乙は本書の定めるところにより、完成した作品の演奏を行います。

■第二条(ピアノ曲制作準備から完成までの過程)

1. 乙は楽曲の規模やイメージを検討し、できる限り具体的に甲へ希望を伝えます。
2. 乙は必要に応じて制作に必要な楽譜等の資料を準備します。
3. 資料の入手や送付にかかる経費は乙が負担します。
4. 甲は下記に定める期限内に楽曲の初稿を制作します。
5. 楽曲の制作に使う道具や消耗品(五線譜、ペン、パソコンや編集ソフト等)は甲が準備します。
6. 甲は完成した初稿を乙へ送付します。
7. 乙は初稿の内容を確認ののち、変更点がある場合は甲にその旨を伝えます。
8. 甲は乙の希望に応じて変更を行うか、変更が適当でないと思われた場合にはその旨を伝えます。
9. 6～8のやりとりは2回を上限とします。
10. 乙の変更希望がなくなった時点で、楽曲の完成とします。
11. 6～8のやりとりにおいて送料が発生する場合、その代金は送信者が負担するものとします。
12. 10. 甲は完成した楽曲の浄書された楽譜の複製1点を乙に渡します。

■第三条(楽曲の著作権)

1. 楽曲の著作権は甲に帰属します。
2. 甲は乙に対し、楽曲の初演の権利を認めます。
3. 乙は楽曲の被献呈者となります。
4. 楽譜の出版に際しては乙の名前が献呈者として掲載されます。

■第四条(委嘱料)

1. 乙が甲へと支払う委嘱料の総額は●●●●●●円とします。
2. 乙は本覚書が交わされたのち、一か月以内に委嘱料の半額●●●●●●円を甲へ支払います。
3. 乙は楽曲が完成し、楽譜を受け取ったのちに残りの金額●●●●●●円を甲へ支払います。
4. 支払われた委嘱料は返還されないものとします。

■第五条(期限)

1. 甲は●●●●●●年●●月●●日までに初稿を乙へ渡します。
2. 乙は初稿あるいは修正稿を受け取って30日以内に、修正の希望もしくは完成と見做す旨を甲に伝えます。
3. 甲は乙の修正希望に対して、30日以内に修正稿を乙へ送付します。
4. 甲および乙は●●●●●●年●●月●●日までに楽曲を完成に至らせることを目指します。
5. 以上の期限は甲と乙との同意が文書で共有された時のみ、変更できるものとします。

■第六条(代金の支払い)

乙は甲の指定する下記の銀行口座へ委嘱料を支払います。振込手数料は乙の負担とします。

_____銀行_____支店_____預金

口座名義_____口座番号_____

■第七条(有効期限と適用地域)

この覚書の有効期限は2023年3月31日まで(4月1日を年度始まりとして2年更新)とします。甲または乙のいずれかが相手方に対して文書による終了、変更等の意思表示をしない限り、本覚書と同一の条件をもって更に2年間更新するものとし、以後も同様とします。覚書の適用地域は日本国内とします。

但し、契約期間中、甲または乙のやむを得ない事情により、本覚書を解約する必要がある場合は、相手方に対し解約しようとする日の3ヶ月前までに解約を申し入れるものとし、甲乙が合意した解約時期をもって本覚書は解約されるものとします。

■ 第八条(解除)

甲または乙は、相手方に次の各号の一にでも該当する事由があるときには、通知催告なくこの覚書を解除することができます。

1. 乙が委嘱料の支払いを拒否したとき。
2. 甲または乙が事前の連絡をすることなく、覚書に定める各期限を守らなかったとき

本書は二通作成され、甲および乙による記名捺印の上、各自一通を保管します。

年 月 日

年 月 日

甲

乙